

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
告 示	
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	16
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	16
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	16
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	16
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	17
○森林法による通知に代える公示……………（治山課）	17
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）……………	18
道公安委員会告示	
○警備員等の検定等に関する規則の規定による北海道公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務の一部改正……………	18
道方面公安委員会告示	
○警備員等の検定等に関する規則の規定による北海道函館方面公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務の一部改正……………	20
○警備員等の検定等に関する規則の規定による北海道旭川方面公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務の一部改正……………	20
○警備員等の検定等に関する規則の規定による北海道釧路方面公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務の一部改正……………	21
○警備員等の検定等に関する規則の規定による北海道北見方面公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務の一部改正……………	21

告 示	
北海道告示第788号	
土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（勢雄地区畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（農業用排水施設、農業用道路、区画整理、暗渠排水、土層改良））事業の土地改良事業変更計画を定めた。	
その関係書類は、北海道十勝総合振興局に備え置いて、平成26年12月10日から20日間、一	

般の縦覧に供する。
平成26年12月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第789号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成26年12月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 保安林予定森林の所在場所 勇払郡占冠村字シムカプ原野57の3（次の図に示す部分に限る。）
- 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- 指 定 施 業 要 件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び占冠村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第790号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成26年12月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 解除予定保安林の所在場所 沙流郡平取町字貫気別110の14
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解 除 の 理 由 指定理由の消滅

北海道告示第791号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成26年12月9日

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 幌泉郡えりも町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
えりも町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 様似郡様似町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林 帯広市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに帯広市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供す

る。）

北海道告示第792号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成26年12月9日

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保 様似郡様似町（次の図に示す部分に限る。）
安林の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保 帯広市（次の図に示す部分に限る。）
安林の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに帯広市役所及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第793号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3及び第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を古平町役場の掲示場に掲示した。

平成26年12月 9 日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 通 知 の 内 容

平成26年北海道告示第752号

2 所在が不分明な者

宮本 富久、松川 摩耶、松川 梨紗

総合振興局告示及び振興局告示

北海道渡島総合振興局告示第140号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年12月 9 日

北海道渡島総合振興局長 宮 内 孝

1 落札に係る物品等の名称及び数量

自動車（軽貨物） 1 台

2 落札を決定した日

平成26年11月26日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 ダイハツ北海道販売株式会社

(2) 住 所 札幌市白石区本通18丁目南 2 番17号

4 落札金額

892,928円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成26年10月14日付け北海道渡島総合振興局告示第119号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道渡島総合振興局地域政策部総務課

(2) 所在地 函館市美原 4 丁目 6 番16号

北海道渡島総合振興局告示第141号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年12月 9 日

北海道渡島総合振興局長 宮 内 孝

1 落札に係る物品等の名称及び数量

乗用自動車 1 台

2 落札を決定した日

平成26年11月26日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 トヨタカローラ函館株式会社

(2) 住 所 函館市昭和 4 丁目36番36号

4 落札金額

1,580,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成26年10月24日付け北海道渡島総合振興局告示第123号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道渡島総合振興局地域政策部総務課

(2) 所在地 函館市美原 4 丁目 6 番16号

道 公 安 委 員 会 告 示

北海道公安委員会告示第165号

平成18年北海道公安委員会告示第150号（警備員等の検定等に関する規則の規定による北海道公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務）の一部を次のように改正し、平成27年 6 月 1 日から施行する。

平成26年12月 9 日

北海道公安委員会委員長 横 内 龍 三

表を次のように改める。

路 線 名	区 域
一般国道 5 号	
一般国道12号	
一般国道37号	
一般国道38号	
一般国道229号	
一般国道230号	
一般国道231号	
一般国道234号	

一般国道235号	札幌方面に所在する警察署が管轄する地域	道道 江別インター線	
一般国道236号		道道 静内中札内線	
一般国道237号		道道 札幌当別線	
一般国道274号		道道 赤平奈井江線	
一般国道275号		道道 芦別砂川線	
一般国道276号		道道 恵庭岳公園線	
一般国道336号		道道 札幌北広島環状線	
一般国道337号		道道 美唄富良野線	
一般国道393号		道道 江別奈井江線	
一般国道452号		道道 樽前錦岡線	
一般国道453号		道道 芦別赤平線	
道道 小樽定山溪線		道道 舞鶴追分線	
道道 洞爺湖登別線		道道 赤平滝川線	
道道 千歳鷗川線		道道 栗沢南幌線	
道道 小樽港線		道道 月形峰延線	
道道 当別浜益港線		道道 豊浦洞爺湖線	
道道 三笠栗山線		道道 滝下由仁停車場線	
道道 夕張岩見沢線		道道 島松千歳線	
道道 江別恵庭線		道道 東雁来江別線	
道道 平取厚真線		道道 美唄達布岩見沢線	
道道 岩内洞爺線		道道 室蘭港線	
道道 平取静内線		道道 苫小牧環状線	
道道 穂別鷗川線		道道 上登別室蘭線	
道道 千歳インター線		道道 小樽港稲穂線	
道道 支笏湖線		道道 大麻東雁来線	
道道 岩見沢石狩線		道道 樽川篠路線	
道道 白老大滝線		道道 静内浦河線	
道道 豊浦京極線		道道 栗山北広島線	
道道 室蘭環状線			

道 方 面 公 安 委 員 会 告 示

北海道函館方面公安委員会告示第40号

平成18年北海道函館方面公安委員会告示第35号（警備員等の検定等に関する規則の規定による北海道函館方面公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務）の一部を次のように改正し、平成27年6月1日から施行する。

平成26年12月9日

北海道函館方面公安委員会委員長 小笠原 康 正

表を次のように改める。

路 線 名	区 域
一般国道5号	函館方面に所在する警察署が管轄する地域
一般国道37号	
一般国道227号	
一般国道228号	
一般国道229号	
一般国道230号	
一般国道276号	
一般国道278号	
道道 江差木古内線	
道道 寿都黒松内線	
道道 奥尻島線	旭川方面に所在する警察署が管轄する地域
道道 八雲北松山線	
道道 大沼公園鹿部線	
道道 八雲厚沢部線	

北海道旭川方面公安委員会告示第46号

平成18年北海道旭川方面公安委員会告示第46号（警備員等の検定等に関する規則の規定による北海道旭川方面公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務）の一部を次のように改正し、平成27年6月1日から施行する。

平成26年12月9日

北海道旭川方面公安委員会委員長 今 本 哲 郎

表を次のように改める。

路 線 名	区 域
一般国道12号	旭川方面に所在する警察署が管轄する地域
一般国道38号	
一般国道39号	
一般国道40号	
一般国道231号	
一般国道232号	
一般国道233号	
一般国道237号	
一般国道238号	
一般国道239号	
一般国道273号	旭川方面に所在する警察署が管轄する地域
一般国道274号	
一般国道275号	
一般国道333号	
一般国道452号	
道道 枝幸音威子府線	
道道 鷹栖東神楽線	
道道 札文島線	
道道 深川雨竜線	
道道 旭川深川線	
道道 士別滝の上線	旭川方面に所在する警察署が管轄する地域
道道 増毛稲田線	
道道 旭川多度志線	
道道 稚内天塩線	
道道 杓形仙法志鴛泊線	

道道 美唄富良野線	
道道 愛別当麻旭川線	
道道 温根別釧淵停車場線	
道道 三和釧淵線	
道道 幌糠小平停車場線	
道道 霧立小平線	
道道 達布石狩沼田線	
道道 日進名寄線	

北海道釧路方面公安委員会告示第71号

平成18年北海道釧路方面公安委員会告示第35号（警備員等の検定等に関する規則の規定による北海道釧路方面公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務）の一部を次のように改正し、平成27年6月1日から施行する。

平成26年12月9日

北海道釧路方面公安委員会委員長 梁 瀬 之 弘

表を次のように改める。

路 線 名	区 域
一般国道38号	
一般国道44号	
一般国道236号	
一般国道240号	
一般国道241号	
一般国道242号	
一般国道243号	
一般国道244号	
一般国道272号	
一般国道273号	
一般国道274号	

一般国道334号	釧路方面に所在する警察署が管轄する地域
一般国道335号	
一般国道336号	
一般国道391号	
一般国道392号	
道道 根室中標津線	
道道 根室半島線	
道道 津別陸別線	
道道 釧路鶴居弟子屈線	
道道 清水大樹線	
道道 豊頃糠内芽室線	
道道 帯広新得線	
道道 網走川湯線	
道道 静内中札内線	
道道 音更新得線	
道道 北見白糠線	
道道 幕別帯広芽室線	
道道 八千代帯広線	
道道 更別幕別線	
道道 上士幌士幌音更線	
道道 勇足本別停車場線	
道道 養老牛計根別停車場線	
道道 芽室東4条帯広線	
道道 川北中標津線	
道道 静内浦河線	

北海道北見方面公安委員会告示第34号

平成18年北海道北見方面公安委員会告示第31号（警備員等の検定等に関する規則の規定による北海道北見方面公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務）の一部を次のように改正

し、平成27年6月1日から施行する。

平成26年12月9日

北海道北見方面公安委員会委員長 小 田 恵美子

表を次のように改める。

路 線 名	区 域
一般国道39号	北見方面に所在する警察署が管轄する地域
一般国道238号	
一般国道239号	
一般国道240号	
一般国道242号	
一般国道243号	
一般国道244号	
一般国道273号	
一般国道333号	
一般国道334号	
一般国道391号	
道道 北見常呂線	
道道 北見津別線	
道道 北見置戸線	
道道 津別陸別線	
道道 士別滝の上線	
道道 網走川湯線	
道道 留辺蘂浜佐呂間線	
道道 北見端野美幌線	
道道 遠軽雄武線	
道道 北見白糠線	
道道 遠軽芭露線	
道道 紋別丸瀬布線	
道道 摩周湖斜里線	

道道 北見環状線